



背景・目的

- 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）では、国の目標として2030年度に2013年度比で温室効果ガス26%減、うち地方公共団体を含め「業務その他部門」は約40%減と掲げられた。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」（以下「**事務事業編**」という。）を策定しPDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- そこで、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促す必要がある。

事業概要

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

- ・ 事務事業編の策定・改定
 - ・ 事務事業編に基づく取組の強化・拡充（省エネ診断等）
 - ・ 取組実行体制の整備（例：首長をトップとした本部設置）
- 等に必要となる調査・検討に係る費用を補助。



事務事業編の改定・強化

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体等に対して、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。



導入

空調・照明・エネルギー
マネジメントシステム等



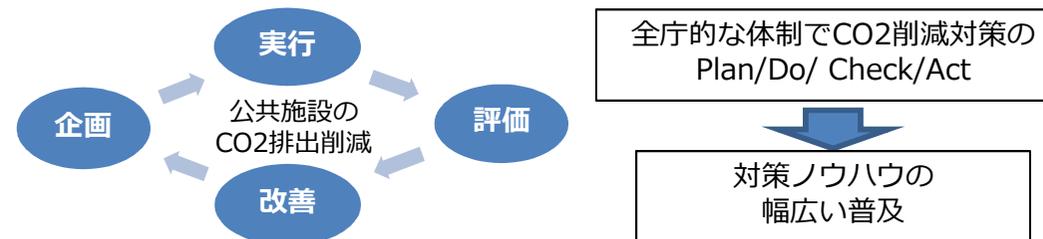
公共施設（庁舎等）の新築・改築時に省エネ設備等を導入

3. 地域におけるLED照明導入促進事業

（平成29年度からの継続事業に限る）

人口25万人未満の地方公共団体の地域を対象に、LED化が進んでいない道路灯を含む地域内の街路灯をLED照明に更新するため、リース方式の活用によりLED照明を導入する取付け工事費用を支援する。

カーボン・マネジメントのイメージ



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間

- 左記1事業：平成28年度～平成30年度
- 左記2事業：平成28年度～平成32年度
- 左記3事業：平成28年度～平成30年度



(注) 地方公共団体等と共同申請するリース会社等

1. 補助対象：地方公共団体等
補助割合：都道府県・政令市：1/2、その他市区町村及び地方公共団体の組合：定額(いずれも上限額1,000万円)
2. 補助対象：地方公共団体等
補助割合：都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等)：1/3、地方公共団体の組合：1/2、その他市区町村：財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3
事業期間：公募時に原則3年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能
3. 補助対象：民間企業等
補助割合：LED照明を導入する地方公共団体の規模等に応じる。
人口15万人以上25万人未満：1/5(上限：1,200万円)
人口5万人以上15万人未満：1/4(上限：1,500万円)
人口5万人未満、又は人口5万人以上15万人未満かつ財政力指数0.3未満：1/3(上限：2,000万円)

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。